

農地法第4・5条届出に係る書類一覧表

(市街化区域内の転用)

R7.7.1

書 類 名	部 数	備 考
第4条届出書	原本2部	
第5条届出書	原本3部	
土地の登記事項証明書	原本1部	届出日から3ヶ月以内に交付を受けた全部事項証明書
公図の写し	1部	申請地を朱書き、コピー可 ※区画整理地内の場合、不要
案内図	1部	住宅地図などに申請地を朱書き
※生産緑地地区 内・外 都市計画課で、ご確認ください。		
<以下該当する場合は添付>		
住民票	1部	住所が土地の登記事項証明書と異なる場合、コピー可
法人の登記事項証明書	1部	法人の場合、コピー可
同意書（実印を押す）	1部	権利が設定される場合（印鑑証明書添付）
その他		事務局が必要と求めるもの
<代理申請の場合>		
委任状	原本1部	代理人の連絡先を記入

- 届出書は、随時受け付けています。
- 受理通知書の交付には、1週間程度かかります
- 届出地が貸付地となっている場合は、合意解約の手続きが必要です。
- 生産緑地に指定されている土地については、生産緑地地区内における行為制限の解除を受けてからの転用となります。

生産緑地の指定については、都市計画課計画担当へお問い合わせください。

【問い合わせ】 幸手市役所都市計画課計画担当

TEL 0480-43-1111 内線 5 6 5

- 区画整理地内の場合は、仮換地証明書、仮換地図（写し可）※3ヶ月以内のもの

1 通

*一部転用の場合は、実測図、公図、仮換地証明書、仮換地図

1 通

【問い合わせ】 幸手市役所まちづくり事業課区画整理担当

TEL 0480-44-3366

- 土地改良区の受益地に該当する場合は、決済金の納入が必要です。

【問い合わせ】 葛西用水路土地改良区

幸手市戸島 2-155 TEL 0480-47-3811

幸手市農業委員会事務局 TEL 0480-43-1111 内線 536,537

(本人確認に係る留意事項)

1. 申請者が窓口で申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りします。)

【1点でよいもの(官公署が発行した顔写真付き身分証明書)※1】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの(官公署が発行した本人の氏名及び住所が記載されたもの)※2】

健康保険の被保険者証(又は資格証明書)、年金手帳又は在学証明書等

2. 代理人が持参する場合や郵送等による場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。

上記※1に掲げる書類の写し

上記※1の書類を添付することができない場合、上記※2に掲げる書類のうち2つの写し

3. 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。
4. 必要に応じて農業委員会が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。